

代田南児童館・代田南地区会館跡地における  
高齢者施設整備・運営事業者 公募要項

令和4年5月  
世田谷区

# 目 次

頁

1	公募の趣旨	1
2	事業の概要	1
3	スケジュール	1
4	貸付予定地の概要	2
5	応募資格	3
6	施設整備及び運営に関する基本的事項	4
7	貸付条件等	8
8	補助制度について	10
9	応募方法	11
10	質疑及び回答	13
11	審査	14
12	事業者現地説明会	15
13	関係機関・関係サイト等	16
14	世田谷区特別養護老人ホーム入所指針	17

## 【公募要項 添付資料】

○公図（写）

○（参考）土地貸付料について

○質問票

## 1 公募の趣旨

世田谷区（以下「区」という。）では、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3（2021）年度～令和5年（2023）年度）」に基づき、地域密着型サービス拠点等の整備を計画的に進めています。

本件区有地は、代田南児童館・代田南地区会館の花見堂複合施設への移転に伴い創出された土地であり、2025年を目途とする中長期目標である特別養護老人ホーム定員1,000人分の整備を達成するため、高齢者施設の整備用地として活用することとなりました。

この公募は、区から土地を借り受け、地域密着型特別養護老人ホームを中心とする地域密着型の高齢者施設を整備・運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集するものです。

事業者の皆様には、これまで培われた経験やノウハウを存分に発揮した積極的な事業提案をお願いいたします。

## 2 事業の概要

### （1）事業名称

代田南児童館・代田南地区会館跡地における高齢者施設整備事業（以下、「本事業」という。）

### （2）開設時期

令和6年12月（予定）

### （3）必須事業

- ① 地域密着型特別養護老人ホーム 定員27～29名
- ② 地域交流スペース
- ③ 任意の在宅要介護者向けの地域密着型サービス事業  
以下のうちいずれかの事業を提案に含めてください。
  - ・小規模多機能型居宅介護
  - ・看護小規模多機能型居宅介護
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 3 スケジュール

本事業の想定スケジュールは以下のとおりです。事業計画の作成に際してはこのスケジュールを参考にしてください。

なお、令和5年度の補助協議日程は未定のため、令和4年度の補助協議日程を参考にしています。

### 【想定の実業スケジュール】

時期		内容
令和4年	7月15日	応募締め切り
	10月	事業者決定
令和5年	2月	東京都補助協議開始
	6月	東京都補助内示
令和6年	10月	区と定期借地権設定契約締結、着工
	9月	竣工
	12月	開設

## 4 貸付予定地の概要

### (1) 所在地

《地 番》東京都世田谷区代田一丁目 392 番 4 の一部、392 番 7

《住居表示》東京都世田谷区代田一丁目 21 番

### (2) 交通

電車利用の場合：小田急線「世田谷代田」下車 徒歩 約 10 分

バス利用の場合：東急バス「若林陸橋北口」下車 徒歩 約 3 分

### (3) 敷地面積

区有地 1,170.14 m<sup>2</sup> (南側 2 項道路部分は後日分筆するため、敷地面積には含めていません。分筆に伴う実測の結果、地積に変更の可能性があります。)

(参考) 敷地分割図

### (4) 用途規制等

用途地域	第一種低層住居専用地域	
防火・準防火	準防火地域	
建ぺい率	50% (角地 60%)	
容積率	150%	
日影規制	用途地域	第一種低層住居専用地域
	5m < L ≤ 10m	4 時間以上
	10m < L	2.5 時間以上
	測定水平面	1.5m
高度地区	(原則 10m 以下) 第一種高度地区	
接道状況	北側・・・幅員約 6m 区道、東側・・・幅員約 6m 区道、 西側・・・幅員約 6m 区道、南側・・・幅員約 4m 私道	
地区計画、街づくり誘導地区	当該敷地を内包する地区計画等はありません。	
その他	緑化地域	

### (5) 現況

旧代田南児童館・旧代田南地区会館の既存建物があります (以下、「旧児童館等」という。)

旧児童館等は令和 4 年度に解体工事を行う予定です。

### (6) 現地案内図



## 5 応募資格

本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次の（１）～（３）の要件をすべて満たすことが必要です。新たに社会福祉法人を設立しての応募は認めません。

なお、複数の法人による共同提案は認められません。また、同一の応募者が複数の提案を行うことはできません。

（１）令和４年５月１日現在、次の①及び②の運営実績をいずれも有する社会福祉法人であること。

①特別養護老人ホームの１年以上の運営実績

②地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のいずれかの１年以上の運営実績

（２）次の①～⑥をすべて満たす者であること。なお、応募締切後に①～⑥を満たさない状況となった場合も、応募資格を満たしていないものとなるため、速やかに申し出ること。

①現に介護保険サービス事業を運営していること又は当該事業に経験を持つ職員の配置や開設までに職員育成を確実に行う予定であることなど、事業を円滑に実施する能力があると認められること。

②原則として、過去３期連続して営業活動に基づく黒字が出ていること。ただし、特別損失等の一時的な事由による赤字の場合は、この限りではない。なお、通常の営業活動（社会福祉事業又は介護保険事業に関するものを除く）に基づく赤字は、一時的な事由によるものとは認められない。なお、過去３期のうち２期に営業活動に基づく赤字がある場合は認められない。

③現状及び整備計画による負債総額が資産総額の２分の１を超えないこと。

④法人及び提案事業の長期的に安定した運営が見込めること。

⑤法人が運営する事業所において、過去５年間、以下の処分を受けていないこと。

（ア）介護保険法における指定もしくは許可の取り消し、全部効力の停止、又は、要介護者や要支援者の人格尊重、介護保険法もしくは介護保険法に基づく命令遵守の義務への違反による一部効力の停止

（イ）老人福祉法第１９条による事業の停止もしくは廃止の命令、認可の取り消し、又は、第２９条１６項による事業の制限又は停止の命令

（ウ）社会福祉法第７２条による事業の制限、停止の命令又は許可もしくは認可の取り消し

⑥法人運営・施設運営等に関して、過去３年間、重大な問題等を起こしたことがないこと。

（３）次の①～⑦のいずれにも該当していないこと。なお、応募締切後に①～⑦に該当する状況となった場合も、応募資格を満たしていないものとなるため、速やかに申し出ること。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するもの。

②区、都及び国から指名停止措置を受けているもの（地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当し、世田谷区からの入札参加禁止の処分を受けている者を含む）。

③民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしているもの。

④令和４年５月１日を基準として直近１年間に法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税のいずれかを滞納しているもの。または、代表者が所得税、個人事業税及び特別区民税等を滞納しているもの。

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しないものの統制下にあるもの。

⑥世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成２４年２月２８日２３世経理第７０９号）別表に定める基本除外期間中であるもの。

- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属し又は関与しているもの。

## 6 施設整備及び運営に関する基本的事項

施設の整備及び運営に際しては、次の条件及び法令、条例等を遵守してください。

### (1) 施設整備に関する条件

#### ①設計上の条件

- ア 建物の階数は地上 3 階建を上限とします。
- イ 建物の外観や植栽及び外構は周辺の景観と調和するようにしてください。区及び地域の要望を踏まえて選定後の調整で設計を変更していただく場合があります。
- ウ 児童館等の敷地東西 2 か所にある近隣住民が使用しているごみ集積所について、同様の位置でごみ集積スペースとして利用可能とするようしてください。児童館等解体工事においては、東側集積所は北側に移設（スペースのみ）。西側集積所は残置します。  
（参考）既存ごみ集積所位置・現状…図面 A-10
- エ 敷地境界の設計・工事については、隣接住民へ十分な説明及び配慮のうえ、実施してください。
- オ バリアフリーに配慮したものとすること。
- カ 空調設備を備え付ける等、入居者の居住環境に配慮していること。
- キ 設計に際し、建築基準法や消防法、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例等をはじめとする関係法令に適合することを、関係機関、担当部署（P. 16 参照）へ必ず確認しておくこと。確認の結果については、【様式 13】「建築・消防所管等事前相談記録」に記載して提出すること。
- ク 日照や景観、プライバシー等、近隣住民に配慮したものとすること。
- ケ 2 階以上の階層に居室又は宿泊室を設ける場合、各居室等に面したバルコニーを設置すること。なお、バルコニーは原則として避難階段に接続したものとすること。また、車椅子・ストレッチャーでの通行も想定して十分な幅を確保し、室内との段差解消に配慮したものとすること。
- コ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除き、二方向避難を確保すること。避難経路は車椅子・ストレッチャーでの通行も想定して十分な幅を確保し、室内外との段差の解消に配慮したものとすること。
- サ 室内から屋外へ出る際の出入り口について、車椅子・ストレッチャーでの通行も想定して十分な幅を確保し、室内外の段差の解消に配慮したものとすること。
- シ エレベーターはストレッチャーの搬出等を想定するなど、救急対応時の対策を講じること。
- ス 消防法等に従い、必要な設備（スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備等）を設置していること。防火設備の設置に関する消防庁の指導を遵守してください。
- セ 感染症蔓延防止の観点から、換気・手洗い等の設備や、施設内ゾーニング・動線分離等を想定した設計、予防や感染発生対応のための運用等、感染症対策を十分に考慮したものとすること。
- ソ 区は、児童館等解体工事の中で、児童館等の基礎・杭も含め撤去を行います。杭撤去後には流動化処理土で埋め戻しを行います。  
（参考）児童館等の基礎・杭位置…図面 A-21
- タ 地下埋設物や地中障害物が発見された場合は、その取扱い及び調査・撤去等を事業者の費用負担において行ってください。



なお、貸付地には児童館等以前に宿舎が建設されており、地中の杭等の解体状況が不明です。ただし、区の児童館等解体工事において、貸付地の一部を試掘し、宿舎の杭等が見つかった場合は、試掘範囲において撤去します。

(参考) 宿舎位置…国土地理院の Web サイト (<https://www.gsi.go.jp/tizu-kutyu.html>) の「地理院地図」の「年代別の写真 (1979 年～1983 年) でおよその規模が確認可能です。

#### 試掘範囲…図面 A-21

チ 事業を行うために締結する契約については、区が定める契約手続きの取り扱いに準拠するとともに、事業者の定める経理規定に則り行ってください。なお、工事請負業者の決定は、入札により行ってください。

#### ②地域住民の要望に対する対応

ア 施設整備にあたっては、地域住民に対し十分な説明及び配慮を行うとともに、誠実に対応してください。本公募選定後、近隣住民及び関係者に対して整備予定施設の事業概要等の説明を行うほか、建築工事においては、振動・騒音・安全に関する対策を計画のうえ、区、近隣住民及び関係者に対して事前の説明を行うとともに、工事期間中も苦情・要望があった際には、迅速かつ丁寧に対応してください。ただし、本公募により事業者として選定されるまでは、個別に地域住民に対する説明や調整等を行わないでください。

なお、近隣住民への説明は、内容を事前に区と協議のうえ、説明範囲は計画地周辺の番地 (代田 1 丁目 20、21、22、25、26、27 番) を基本として、工事や工事車両通行等の影響を勘案し必要な範囲とするようしてください。

イ 開設後も近隣住民に配慮した運営を行い、良好な関係を築くよう努めてください。

#### ③土地の測量・地質調査等

決定事業者は、施設整備のため必要に応じて土地の測量、地質調査等を自己の責任及び費用において行ってください。

#### ④工事

ア 建設工事等に際しては、事業者は工事請負者が関係法令を遵守した工事施工をするよう適切に監理、監督をしてください。

イ 砂埃や騒音・振動等についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じてください。

ウ 工事車両の通行に際しては、通学時間帯の車両出入停止や交通誘導員の配置等、十分な安全対策を講じてください。

エ 建設工事において、土地境界標等の一時撤去・復旧を行う場合、作業実施や復旧位置確認等について、関係者の合意を得るほか、必要に応じて立会いを調整のうえ実施してください。

オ 工事実施前後に、近隣の家屋調査を実施してください。調査範囲は、児童館等解体工事にあたり実施する家屋調査の範囲と合わせてください。

(参考) 児童館解体工事の家屋調査範囲：図面 A-22

#### ⑤施設名称

地名を入れるなど、所在地が分かりやすい施設名称としてください。

### (2) 遵守すべき法令等

書類提出後であっても、以下の法令、基準等を満たさないと判明した場合、不受理となる場合があります。

#### ①建築全般

・建築基準法及び関係規定

- ・都市計画法
- ・都市緑地法
- ・消防法及び関係規定
- ・東京都建築安全条例
- ・東京都福祉のまちづくり条例
- ・世田谷区街づくり条例
- ・世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
- ・世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
- ・世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例
- ・世田谷区風景づくり条例
- ・世田谷区環境基本条例
- ・世田谷区みどりの基本条例
- ・その他関係法令及び条例、規則等

## ②運営全般

- ・老人福祉法
- ・介護保険法
- ・社会福祉法
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則
- ・世田谷区介護保険法の規定に基づく地域密着型介護サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- ・東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則・施行要領
- ・東京都特別養護老人ホーム及び併設ショート（ユニット型）施設整備費補助審査基準
- ・世田谷区地域密着型サービス拠点等施設整備費補助要綱
- ・東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱※
- ・東京都地域密着型サービス等整備推進事業費補助要綱※
- ・東京都地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱※
- ・世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則
- ・世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例
- ・世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例施行規則
- ・その他関係法令及び条例、規則等

※最新版は東京都のホームページをご覧ください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/guruho/R04ghyoukou.html>

## ③その他

- ・世田谷区暴力団排除活動推進条例

## (3) 運営に関する条件

### ①基本協定の締結



事業者決定後、提案された事業を確実に実施していただくために、区との間で施設運営等に関する基本協定を締結していただきます。

#### ②事業実施期間

本公募に基づいて整備する事業は、区がやむを得ないと認める事情がある場合を除き、貸付期間満了まで継続して事業を実施してください。

#### ③特別養護老人ホームへの入所調整

世田谷区の「入所指針」に基づく入所調整に協力していただきます。

#### ④緊急一時宿泊事業

区の実施する世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業に協力していただきます。

#### ⑤福祉避難所

災害時における被災住民の受入れ等について、福祉避難所に関する協定を締結していただきます。

#### ⑥福祉サービス第三者評価

地域密着型特別養護老人ホームについては、福祉サービス第三者評価及び自己評価を毎年実施すること。また、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、福祉サービス第三者評価または事業所での自己評価等を毎年実施すること。

#### ⑦利用者負担

ア 居住費、食費をはじめとする利用者が負担する費用は、区内や地域の利用者負担額を踏まえ、運営に支障のない範囲で、可能な限り低額に設定してください。

イ (看護) 小規模多機能型居宅介護の宿泊費は1泊4,500円以下としてください。

ウ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(平成12年5月1日付老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)」に定める社会福祉法人による利用者負担額軽減制度を活用してください。

#### ⑧介護保険法の事業者指定

介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者及び介護予防地域密着型サービス事業者として指定を受けること。

※地域密着型サービスの事業者指定の手続き及び今後のスケジュール等については、区介護保険課事業者指定・指導担当にご確認ください。

(<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015088.html>)

#### ⑨老人福祉法上の届出

老人福祉法上の届出を別途行うこと。

#### ⑩小規模多機能型居宅介護について

介護予防小規模多機能型居宅介護も併せて実施すること。

#### ⑪運営費について

運営に関しては、介護報酬及び利用者の自己負担金による自主運営とすること(運営に関して区からの補助金は基本的にありません)。

#### ⑫職員について

職員の確保に万全を期すとともに、職員の資質の向上及び必要な資格取得を図るため、研修機関が実施する研修や施設内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。

### (4) サービス別の条件

#### ①地域密着型特別養護老人ホーム

・ユニット型であること。(従来型は補助対象外)

・サテライト型は可とする。

## ②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

・サテライト型は可とする。

## ③定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・一体型・連携型ともに提案可能であるが、連携型については訪問看護サービスの提供に支障のない体制を確保すること。

## 7 貸付条件等

事業者は、以下の条件により区と借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとします。

### (1) 貸付期間

運営期間 50 年間に、工事期間（建設工事、運営準備期間、運営終了後の解体・原状回復工事）を加えた期間

### (2) 貸付開始時期

定期借地権設定契約の締結日

※締結日は、区が交付する整備費補助金内示を事業者が受領してから、建設工事着工までの期間内で、区と事業者が協議のうえ決定します（令和5年10月を想定）。

### (3) 貸付料

不動産鑑定に基づき適正な時価を評価した上で、貸付料を決定します。なお、事業目的の公共性、公益性等を鑑み、事業者は75%を上限に貸付料の減額を申請することができます。

※収支計算等をする際の参考として、予定貸付料をお示しします（添付資料「(参考) 土地貸付料について」参照）。ただし、この金額は実際の貸付料を保証するものではありませんのでご注意ください。

### (4) 貸付料の見直し

貸付料は、以下に該当する場合は、土地の引渡しの日から3年ごとに区と事業者が協議を行います。その上で必要がある場合、貸付料を改定できることとします。

①貸付料が土地価格の変動等により不相当となった場合

②近隣の土地の貸付料と比較して不相当となった場合

③整備施設に関する補助制度の変更等の状況の変化があった場合

### (5) 保証金

貸付料（減額がある場合は減額後）の30か月分で、利息は付さないものとします。

なお、(4) 貸付料の見直しにより、貸付料が増額改定された場合には、改定後の貸付料を基に新たな保証金を算出し、既納の保証金との差額を追加で納付していただきます。

### (6) 支払方法

#### ①保証金

定期借地権設定契約締結日から1か月後を目途に、区が指定する日までに納付していただきます。

#### ②貸付料

区が発行する納入通知書により、四半期ごとに支払うものとします。貸付料の起算日は、契約により定めます。起算日が月の途中になった場合には、その月の貸付料は当該月の日数を基礎と

する日割計算によって算出します。

なお、貸付料の支払が遅れた場合には、世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例第3条の規定により計算された額の延滞金を徴収します。

#### (7) 借地権の登記

借地権の設定登記はできません。

#### (8) 契約書作成費用

定期借地権設定契約書の作成（公正証書の作成を含む）に要する費用は、区所有分も含めて事業者負担していただきます。

#### (9) 用途の指定

事業者は区から借り受けた土地を本公募要項で定めた施設を整備、運営するために使用しなければなりません。なお、区の承諾なく目的外に使用した場合、第三者に転貸した場合は、定期借地権設定契約を解除します。

#### (10) 土地の管理

事業者は、引渡しを受けた日から計画地を適正に管理することとし、維持管理に係る費用は事業者負担とします。なお、管理にあたっては、区及び地域の要望に対して真摯に対応してください。

#### (11) 土地の返還

貸付期間満了のとき又は定期借地権設定契約が解除されたときは、直ちに事業者の負担により施設、設備等の撤去等を行い、土地を区から借り受けた際の原状に回復させ、返還しなければなりません。

#### (12) 敷地内工作物等に関する留意事項

- ① 区と定期借地権設定契約を締結した後は、必要に応じて事業者の負担により敷地内の樹木等の剪定、草刈等を適宜行い、適切に維持管理を行ってください。
- ② 区は、敷地内工作物の解体工事施工のため、貸付予定地周辺に仮囲いを設置し、撤去は行いません。事業者は、高齢者施設建設工事のための仮囲いとして使用することができますが、引渡し以降の安全管理及び、建設工事後の撤去は事業者の負担で行っていただきます。
- ③ 敷地内にある工作物及び植栽は、区が実施する児童館等の解体工事において可能な限り撤去します。ただし、一部の擁壁等については敷地内に残置されますので、ご注意ください。

(参考) 外構撤去物について…図面 A-15

なお、南側擁壁については残置の上、旧児童館等解体工事後、高齢者施設着工前までに、区で新設工事を行います。新設する擁壁は、既存擁壁の内側（敷地側）に擁壁を新設することを予定しています。

(参考) 擁壁（南側）について…図面 A-16

(参考) 擁壁新設工事完了時配置図…図面（擁壁新設工事完了時配置図）

引渡し後の擁壁の管理は下表のとおりとします。

内容	分担・費用の区分	
	区	運営事業者
①日常的な点検 (目視によりヒビ割れやコンクリート剥れ、ずれ、傾きなどがないか等を確認する)		○
②構造に影響の及ばない軽微な補修 (表面のヒビ割れ、コンクリート剥れ等の補修)		○
③構造に影響が及ぶ補修や改修 (強度を維持するための擁壁全体の補強工事を 含む)	○	
④高齢者施設建設工事に起因する破損等に対す る補修、又は高齢者施設の設計に起因する改修		○

## 8 補助制度について

### (1) 整備費補助

本事業は、東京都と区の整備費補助金の活用を想定しています。事業提案に際しては、本項に示した補助金を見込んで資金計画等を作成してください。

なお、記載している内容は東京都の令和4年度の補助要綱(案)等に基づくものです。従って、実際の交付単価を保証するものではありません。

また、いずれの補助金もそれぞれの補助基準等に合致した計画で、補助協議に係る審査等を経て補助事業としての採択を得る必要がありますのでご注意ください。

補助金は、東京都の地域密着型サービス等整備推進事業補助金等を活用して、区から補助(間接補助)する予定です。選定事業者には、本公募における提案書類とは別に東京都に対する補助協議書類を作成していただきます。

種別	補助単価等	備考
地域密着型特別養護 老人ホーム	4,704 千円/定員1人当たり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金分</li> <li>・併設事業による加算含む</li> </ul> (内訳) 都補助分 90,984 千円 区補助分 30,328 千円
	121,312 千円/定員29人の場合	
	10,000 千円/1施設	
(看護)小規模多機能 型居宅介護	35,280 千円/1施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金分</li> <li>・併設事業による加算含む</li> </ul>
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	6,237 千円/1施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療介護総合確保基金分</li> <li>・併設事業による加算含む</li> </ul>

### (2) 運営費補助

世田谷区から本事業の運営、施設の維持管理等に係る補助金の交付はありません。

### (3) 開設準備経費補助金

本事業は、事業所開設準備に要する経費について、区の施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金の活用が可能です。ただし、本公募における資金計画に関する書類には算入しないでください。

#### (4) 定期借地権設定一時金に対する補助

定期借地権設定契約において、事業者が区に支払う一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る）に対する補助金の活用が可能です（定期借地利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱）。

＜交付基準等＞※令和3年度の都要綱に基づくものであり、変更となる場合があります。

1 交付基準	2 補助対象経費	補助率
対象施設を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の2分の1。ただし10億円を限度とする。	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）について補助を行うために必要な経費	1/2

#### (5) 補助金を活用する際の注意事項

- ① 選定された事業者は、補助を受けるためには、この募集への応募とは別に補助協議、交付申請、実績報告等の手続きが必要となります（選定された事業者へは別途ご案内します）。
- ② 区の補助は東京都の補助金等を財源として実施するものです。本公募で選定された場合にも、都の補助金等の交付対象とならなかった場合には、補助対象となりません。
- ③ 補助金交付にあたっては、東京都及び世田谷区の補助要綱等に基づく補助条件を遵守していただく必要があります。
- ④ 交付する補助金はそれぞれの整備に係る各年度の予算配当を条件とし、区の予算額を限度とします。よって、補助対象経費を全額交付できないことがありますのでご承知おきください。
- ⑤ 2か年度以上の継続事業の場合は、上記補助額は計画全体を通じての限度額とし、出来高等に応じて、年度ごとに支払うものとします。
- ⑥ 補助額は、補助対象経費の実支出額と補助上限額を比較して少ない方の金額とします。  
なお、補助対象経費は、工事費等を事業別面積で按分して計算するため、提出書類「施設・設備整備事業費内訳・按分表」「資金計画書」「各室面積表」等における面積の整合には十分にご留意ください。

## 9 応募方法

次により事業提案書を提出してください。

#### (1) 提出書類

事業提案書様式集の「事業提案書 提出書類一覧」に記載している書類をご提出ください。  
様式は、世田谷区ホームページよりダウンロードしてください。

トップページ > 目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護事業者の方へのお知らせ > 代田南児童館・代田南地区会館跡地における高齢者施設整備・運営事業者の公募について

#### (2) 提出部数・綴り方等

##### ① 提出部数

ア 正本・・・・・・・・・・1部

イ 正本(写)・・・1部

ウ 副本・・・・・・・・7部

※副本は、事業者が特定できる記述部分全て(代表者印含む)についてマスキング(塗りつぶし)を施してください。

② 綴り方

ア 事業提案書様式集の「事業提案書 提出書類一覧」の上から順番にファイル(A4・縦型・左綴じ)で綴り、表紙及び背表紙にタイトル・法人名を記入し、書類ごとにインデックス(書類名を表示すること。書類番号のみの表示は不可)を付して提出してください。様式集に掲載している「ファイル作成要領」もご確認ください。

イ 副本については、ファイルの表紙を含めてすべての書類の法人が特定できる名称、ロゴマーク等は一切使用しないでください。具体的には法人名、代表者名、施設名、法人ロゴマーク、印影、メールアドレス、施設シリーズ名はすべて消すようにしてください。マジック等で塗りつぶした場合、透けて見えてしまうので、塗りつぶしたものをコピーするなど、裏面からも完全に見えない状態にしてください。

③ 書類は原則としてA4版で作成してください。

④ 図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。図面は両面印刷不可とします。

⑤ 提出書類は縦型ファイルに左穴あけ綴じとしてください。

(3) 提出日時及び場所

①日時

令和4年7月11日(月)～令和4年7月15日(金) 午前8時30分から午後5時まで

②提出場所

世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所分庁舎(ノバビル)3階

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 電話03-5432-2408

③その他

ア 書類は必ずご持参ください。郵送等での提出は認められません。

イ 提出に際しては、必ず電話予約の上、ご来庁ください。

(4) 応募に際しての留意事項

① 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は、決定事業者の公表、住民等への説明、補助協議等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何を問わず応募者からの返却の申し出があっても認められません。

② 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は応募者の負担とします。

③ 消費税率及び地方消費税率

書類作成の際は税率10%で計算してください。ただし、消費税の軽減税率の対象品目に当たるものは8%で計算してください。

④ 使用言語及び単位

提出書類における言語は日本語、単位はメートル法を使用することとします。

⑤ 書類の修正等

提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認められません。区が必要と判断した場合は、書類の修正や追加資料の提出を求める場合が



あります。

#### ⑥ 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがあります。

#### ⑦ 資料の取扱い

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的での使用を禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

## 10 質疑及び回答

本公募に関する質疑応答を次により行います。その他の方法では質問をお受けすることはできません。質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

### (1) 質問者の資格

本公募に応募資格がある社会福祉法人とします。

### (2) 質問の方法

必要事項及び質問内容を別紙「質問票」に記載の上、電子メールまたはFAXにより送付してください。電話や窓口等での質問は受け付けません。

### (3) 受付期間及び送付先

#### ①受付期間

公募要項公表日～令和4年6月17日（金）まで  
6月17日午後5時までに受信したものを有効とします。

#### ②送付先及び電話確認先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当あて  
メール XXXXXXXXXX  
FAX 03 (5432) 3085 TEL 03 (5432) 2408

#### ③受信確認

質問票を送信後は、区の担当者あてに電話にて受信確認をお願いします。受信確認がない場合、通信障害や機器の不調等で受信ができなかった場合であっても、区は一切の責任を負いません。

### (4) 質問票の記載について

- ① 質問事項は、箇条書きで記載してください。
- ② 質問票到着後、質疑内容に関し確認をさせていただく場合がありますので、区あてに送付した質問票の控えを保管しておいてください。

### (5) 質問に対する回答

受け付けた質問については質疑回答書を作成し、随時、区ホームページに掲載します。質疑回答書は、公募要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。原則として質問者に対する個別回答は行いません。

【最終回答予定日】令和4年6月27日（月）午後5時

区トップページ > 目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報 > 介護事業者の方へのお知らせ > 代田南児童館・代田南地区会館跡地における高齢者施設整備・運営事業者の公募について

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00197783.html>

## 11 審査

### (1) 審査の概要

本公募における選定事業者は、学識経験者と区民代表を含む審査会の審査（書類審査、ヒアリング）を経て、区が決定します。

審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

また、選定された事業者による事業の実施が困難となった場合は、次点の事業者を選定事業者として決定する場合があります。

#### ① 書類審査

書類審査では提出された事業提案書に基づく書類審査を行います。

#### ② ヒアリング審査

ヒアリングによる審査を行いません。また、ヒアリング審査に先立ち、応募者の既存運営施設の実地調査を行う場合があります。

また、書類審査を一次審査、ヒアリング審査を二次審査とすることがあります。その場合、一次審査を通過した応募者を対象にヒアリングによる二次審査を行います。一次審査の結果通知は事業提案書を提出された全応募者に対し郵送します。一次審査と二次審査の結果を総合的に判定し、選定事業者と次点の事業者を決定します。

### (2) 審査基準

本要項の「5 応募資格」「6 施設整備及び運営に関する基本的事項」に関する事項のほか、主に次の点について審査を行う予定です。

1	法人の適格性	経営理念、実績、財務状況、法人管理・運営体制等
2	事業計画	資金・収支計画、建築計画、地域・景観への配慮等
3	運営体制	職員採用、人材育成、地域人材の活用、地域との協力・連携等
4	サービス内容	日常生活支援、認知症・医療的ケア、権利擁護、事故・虐待防止、衛生管理等
5	その他	防災に対する取り組み、地域福祉向上に資する取り組み等

### (3) 選定結果の通知・公表

#### ① 選定結果の通知

結果通知は、全応募者に対し郵送します。

#### ② 選定結果の公表

選定結果については、応募者数、選定事業者の法人名、所在地及び提案概要等を世田谷区ホームページに公表します。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名、応募内容等は公表しません。

### (4) その他

① 新型コロナウイルス感染症の影響等により、審査の方法や時期、区選定後の都補助協議を提出する回等が変更となる場合があります。

② 審査のうえで必要な確認等により、審査の時期、区選定後の都補助協議を提出する回等が変更となる場合があります。

## 1 2 事業者現地説明会

事業者向けに、敷地への立ち入りを可能とする現地説明会を開催します。なお、説明会に参加していない場合でも本公募に応募することは可能です。

### (1) 開催日時

下記の日程で開催します。参加申込状況等により日時を変更する場合があります。

- ① 令和4年5月30日(月) 午前10時から午前11時まで(午前10時に現地集合)
- ② 令和4年5月30日(月) 午後2時から午後3時まで(午後2時に現地集合)
- ③ 令和4年6月3日(金) 午前10時から午前11時まで(午前10時に現地集合)
- ④ 令和4年6月3日(金) 午後2時から午後3時まで(午後2時に現地集合)

### (2) 参加申込方法

参加を希望する方は、以下により別紙「事業者現地説明会参加申込書」を記載の上、電子メールまたはFAXにより送付してください。電話や窓口等では受け付けません。

#### ① 受付期間

公募要項公表日～令和4年5月26日(木)まで  
5月26日午後5時までに受信したものを有効とします。

#### ② 送付先及び電話確認先

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課 事業担当あて  
メール XXXXXXXXXX  
FAX 03(5432)3085 TEL 03(5432)2408

#### ③ 受信確認

参加申込書を送信後は、区の担当者あてに電話にて受信確認をお願いします。受信確認がない場合、通信障害や機器の不調等で受信ができなかった場合であっても、区は一切の責任を負いません。

### (3) 人数等

説明会への参加は1法人につき2名までとさせていただきます。なお、設計会社等の同席も可能ですが人数に含みます。また、原則として応募を検討している社会福祉法人以外の法人が単独で参加することはできません。

ただし、応募を検討している社会福祉法人から委任を受けた場合は、応募を検討している社会福祉法人以外の法人単独での参加も認めます。

### (4) その他

- ① 敷地内に駐車することはできません。
- ② 説明会以外は敷地内へ入ることはできませんが、道路からの現況確認は可能です。その際は、近隣の迷惑とならないように注意してください。なお、路上での駐車や大人数での見学はご遠慮ください。

### 13 関係機関・関係サイト等

#### 関係機関一覧

相談内容	区担当部署	
建築上の法規制等	建築審査課 ほか	(参考)
世田谷区高齢者、障害者等 が安全で安心して利用しや すい建築物に関する条例等	都市デザイン課	世田谷区ホームページ 建築に関する条例等や事前手続き <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/002/001/d00012154.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/002/001/d00012154.html</a>
都市計画・地区計画等	各総合支所街づくり課	
消防法上の法令規制等	計画地の管轄消防署 世田谷消防署 三軒茶屋 2-33-21 TEL 03 (3412) 0119	

#### 関係機関一覧

##### (1) 世田谷区

- 本公募要項、様式、質疑回答書等の掲載先  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/001/d00197783.html>
- 世田谷区高齢福祉部介護保険課  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/soshiki/7113/7121/index.html>
- 介護保険法指定申請（地域密着型サービス）  
世田谷区高齢福祉部介護保険事業者指定・指導担当  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/005/d00015036.html>
- 建築に関する条例等や事前手続き  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/002/002/001/d00012154.html>
- 世田谷区例規類集・要綱集  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/003/d00120036.html>
- 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）  
トップページ→目次から探す→福祉・健康→高齢・介護→高齢者施策に係る計画・方針等  
→世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/007/001/d00159139.html>

##### (2) 東京都

- 東京都福祉保健局ホームページ  
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp>

## 1 4 世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

### 世田谷区特別養護老人ホーム入所指針

平成15年4月1日 制定  
令和2年3月1日 最終改定

#### 1 目 的

この指針は、特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）へ入所の必要性の高い入所希望者から入所できるよう、世田谷区内及び区外関係施設（別表1）の入所に関する統一基準を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を図り、施設の入所希望者が円滑に入所できることを目的とする。

#### 2 入所対象者

入所の対象となる者は、世田谷区に住民登録を有する要介護3～5と認定された者のうち、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者とする。ただし、要介護1～2の者については次のいずれかの要件を満たす場合に限り、入所の対象とする。

- (1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

#### 3 入所希望申込方法

##### (1) 新規

入所の希望申込みは、原則として本人又は家族が、特別養護老人ホーム入所希望調査書（様式1）（以下「調査書」という。）を本人の住所地を管轄する総合支所保健福祉課に提出する。

##### (2) 更新

年1回、更新のための調査書を提出する。

##### (3) 変更

申込者は、入所の希望申込み後、介護者の状況など調査書の内容に変更が生じた場合には、調査書に基づき変更届を総合支所保健福祉課に提出する。

#### 4 入所希望者名簿作成の手続き

##### (1) 評価基準

- ① 世田谷区は、調査書に基づき、入所希望者の状況等を総合的に勘案し、入所にかかる入所希望者名簿を作成する。
- ② 入所希望者の状況を勘案するにあたり、次の基準項目について、別表2によりポイントを付ける。

要介護度      介護期間      介護者等の状況      行動・心理症状

##### (2) 入所希望者名簿の作成

- ① 世田谷区は、総合支所保健福祉課で受け付けた調査書の内容を確認し、評価基準に基づ

きポイントを付ける。

- ② ポイントの高い順に施設別の入所希望者名簿を作成する。

### (3) 入所希望者名簿登載調整会議

- ① 世田谷区は、入所希望者名簿登載調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、入所希望者名簿の作成にあたり名簿登載の調整を行う。
- ② 調整会議は、必要に応じ開催するものとする。
- ③ 調整会議の組織及び事務内容は、別に定めるものとする。

### (4) 入所希望者名簿の送付及び更新

- ① 世田谷区は、入所希望者名簿の送付は年1回とし、調査書（写）とあわせて施設へ送付する。
- ② 世田谷区は、追加及び削除を行った名簿を毎月施設へ送付する。
- ③ 施設は、入所者の決定及び入所辞退者の状況を毎月世田谷区へ報告する。

### (5) 入所希望者への通知

世田谷区は、入所希望者に対してポイントを通知する。

## 5 入所者の決定

### (1) 入所検討委員会

- ① 施設は、入所者を決定するうえで意見聴取及び調整を行うために、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。
- ② 施設は、委員会に関する要綱等を整備し、所掌事務、構成員等を定めるものとする。
- ③ 委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の施設職員で構成するものとする。また、地域の代表者として加わっている評議員、地域の福祉関係者など施設職員以外の第三者を加えることが望ましいものとする。
- ④ 委員会は、施設長が招集し、区から提示された入所希望者名簿に基づく入所者の決定に関する意見徴収及び調整等の審議を行う。
- ⑤ 委員会は、入所の決定に係る審議の内容を記録し、2年間保管するものとする。
- ⑥ 災害や事故等により、委員会が開催できない場合は、施設長の判断により入所を決定できるものとする。

### (2) 入所者の決定

- ① 施設長は、原則、区から提示された入所希望者名簿に基づき入所者の決定を行う。
- ② 施設長は、施設における適切な処遇及び運営を図るため、次の項目を勘案し、委員会の意見を徴したうえで、入所者の決定をするものとする。
  - i 性別（部屋単位の男女別構成）
  - ii ベッドの特性（認知症専用床等）
  - iii 施設の特性
  - iv その他特別に配慮しなければならない個別事情

## 6 適正運用

施設と世田谷区は、この指針の適正な運用について協力し連携を図るものとする。



## 7 情報の開示等

- (1) ポイントの通知及び入所希望者名簿に関する苦情等については、世田谷区がこれに応じるものとする。
- (2) 施設は、入所検討委員会における検討経過について、入所希望者やその家族から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (3) 施設は、入所決定結果に対する苦情等について、施設内における受付窓口を明確にし、適切な対応を行うことができるよう体制を整備するものとする。

## 8 情報の提供

世田谷区は、施設と協力して「特養ホーム施設ガイド（世田谷区版）」を作成し、入所希望申込みの際、施設を選ぶための資料として申込者へ施設情報を提示する。この「特養ホーム施設ガイド（世田谷区版）」は、年1回内容を更新するものとする。

## 9 その他

### (1) 入所しない場合の取り扱い

入所決定等の連絡にもかかわらず、申込者の都合により入所を辞退した場合は、入所希望者名簿から削除することができる。

### (2) 在宅と施設の相互利用の取り扱い

在宅と施設の相互利用（介護保険上の在宅・入所相互利用加算（要介護3～5）を含む）を実施する場合は、当入所指針によらず実施するものとする。実施にあたっては、事前に区と協議することとする。

### (3) 居宅介護支援事業者等の協力

入所指針の趣旨が十分活かされるよう、入所希望者に対して、入所の希望申込などの相談、ケアプランの作成及び各種サービス調整などの支援について、世田谷区や関係機関と連携し、居宅介護支援事業者等のサービス提供者に協力を求めることとする。

### (4) 指針の見直し

この指針については、見直す必要が生じた場合は、随時見直しを行うこととする。見直しは、世田谷区内施設及び世田谷区の協議により行うこととする。

### (5) 指針の施行

この指針は、平成15年4月1日から施行する。

### (6) 改定

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

※「申込期間」の消除。

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

※「要介護度」、「介護期間」、「介護者の状況」に加点。

この指針は、平成19年7月1日から施行する。

※その他「在宅と施設の相互利用の取り扱い」を追記。

この指針は、平成20年12月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間」の一部を変更。

この指針は、平成21年11月1日から施行する。

※別表2「2 介護期間」「3 介護者等の状況」の一部を変更。

この指針は、平成22年5月1日から施行する。

※別表1「1 世田谷区内施設」にせたがや給田乃杜を追加。

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

- ※別表2「3 介護者等の状況」の一部を変更。  
この指針は、平成26年12月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にエリザベト成城を追加。  
この指針は平成27年4月1日から施行する。
- ※別表2「2 介護期間（最高30ポイント）」の一部を変更。  
この指針は平成27年12月1日から施行する。
- ※「2 入所対象者」の一部を変更。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」「2 世田谷区外施設」の住所の一部を変更。  
この指針は、平成29年8月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」からさつき荘を削除。（平成29年7月31日事業廃止）
- ※別表1「1 世田谷区内施設」に深沢共愛ホームズを追加。  
この指針は、平成29年9月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にハートハウス成城を追加。  
この指針は、平成30年3月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」に寿満ホームかみきたざわを追加。  
この指針は、平成30年4月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」に世田谷希望丘ホームを追加。  
この指針は、平成30年7月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」に下馬の家を追加。  
この指針は、令和元年5月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にラ・ストーリー馬事公苑を追加。  
この指針は、令和元年9月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にときわぎ世田谷を追加。  
この指針は、令和元年10月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にラペ二子玉川を追加。  
この指針は、令和2年1月1日から施行する。
- ※別表1「1 世田谷区内施設」にさくらほうむを追加。  
この指針は、令和2年3月1日から施行する。
- ※別表2「2 介護期間（最高30ポイント）」の一部を変更

## 1 世田谷区内施設

No.	施設名	住所
1	有隣ホーム	船橋2-15-38
2	久我山園	北烏山2-14-14
3	成城アルテンハイム	成城6-13-17
4	第2有隣ホーム	船橋2-15-38
5	フレンズホーム	下馬2-21-11
6	砧ホーム	砧3-9-11
7	千歳敬心苑	給田5-9-5
8	等々力の家	等々力8-26-16
9	博水の郷	鎌田3-16-6
10	喜多見ホーム	喜多見7-20-26
11	芦花ホーム	粕谷2-23-1
12	上北沢ホーム	上北沢1-28-17
13	きたざわ苑	北沢5-24-18
14	東京敬寿園	上祖師谷7-1-1
15	等々力共愛ホームズ	等々力1-24-11
16	フォーライフ桃郷	北烏山7-8-11
17	せたがや給田乃杜	給田5-3-5
18	エリザベト成城	成城8-27-14
19	深沢共愛ホームズ	深沢1-32-21
20	ハートハウス成城	成城3-2-9
21	寿満ホームかみきたざわ	上北沢1-32-11
22	世田谷希望丘ホーム	船橋6-25-25
23	下馬の家	下馬2-25-8
24	ラ・ストーリー馬事公苑	上用賀4-15-12
25	ときわぎ世田谷	下馬2-3-10
26	ラペ二子玉川	瀬田4-5-5
27	さくらほうむ	弦巻3-3-17

## 2 世田谷区外施設

No.	施設名	住所
1	ファミリーマイホーム	八王子市左入町373-1
2	第2サンシャインビル	福生市福生3244-10
3	ヨコタホーム	福生市福生2300-4
4	大洋園	青梅市今井5-2440-141
5	日の出紫苑	日の出町大久野231-1
6	栄光の杜	日の出町平井3052
7	藤香苑	日の出町大久野3588-1
8	神明園	羽村市神明台4-2-2
9	愛全園	昭島市田中町2-25-3

※令和4年6月開設予定 ハートフル若林（認知症高齢者GH・小多機併設） 若林5-38-20

## 別表 2

### 1 要介護度（最高30ポイント）

要介護度1	5ポイント	要介護度2	10ポイント	要介護度3	20ポイント
要介護度4	25ポイント	要介護度5	30ポイント		

### 2 介護期間（最高30ポイント）

【基本】継続して要介護度1以上であった期間を加点する。

6ヶ月以上	5ポイント	1年以上	10ポイント
1年6ヶ月以上	15ポイント	2年以上	20ポイント

【加点分】継続して要介護度3以上であった期間を加点する。

ただし、世田谷区に住民登録をしてからの期間とする。

2年未満	5ポイント	2年以上	10ポイント
------	-------	------	--------

### 3 介護者等の状況（最高30ポイント）

該当項目数によりポイントを加算する。

家族・親族がいない	30ポイント
介護者はいるが	該当項目
・70歳以上	4個以上 20ポイント
・介護保険の認定を受けている	3個 15ポイント
・障害がある	2個 10ポイント
・病弱である	1個 5ポイント
・就労している	
・複数の人を介護している	
・遠方に住んでいる	
・家が狭いなど介護できる環境でない	
・精神的負担が大きい	

### 4 行動・心理症状（最高10ポイント）

行動・心理症状について該当項目数によりポイントを加算する。

徘徊があり目が離せない	該当項目が
暴力的な行為があり危険である	2個以上 10ポイント
物が盗まれたり等でいさかいが絶えない	1個 5ポイント
便をなすりつけたり不潔行為がある	
夜間騒いで迷惑をかけている	
その他	

【お問い合わせ先】

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課事業担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所分庁舎（ノバビル）3階

電 話 03（5432）2408

FAX 03（5432）3085

メール 